

一般社団法人 日本マザーズ起業振興協会
JMEA 認定講座規約

第1条(管理運営・目的)

1. 一般社団法人日本マザーズ起業振興協会(Japan Mothers Entrepreneur Association)は(以下「当協会」という)、JMEA 認定講座規約(以下「本規約」という)を定め、これにより JMEA 認定講座(以下当講座)を開講します。
2. 上記内容を達成するための方針として、基礎知識の充実、定着化及び自主学習態度の育成を図ります。
3. 本規約は当講座と受講者との間に効力を有します。

第2条(受講資格)

1. 当協会の主旨に賛同し、当講座の内容・指導運営方針について完全に理解した方。

第3条(解約違約金条項)

1. 受講費用納入後の自己都合での受講中止は納入後7日以内、受講費用 40%の払い戻しとさせていただきます。納入後7日以降は、いかなる理由においても返金は致しかねます。一括のでもお支払いでも、分割出のお支払いの場合も同様の条件となります。

第4条(届出事項の変更)

1. 受講者が当協会に届け出た住所、電話番号、そのほか変更があった場合には直ちに変更内容を届け出ることとします。
2. 本規約の改定の必要があるときには、本規約に定めない事項及び運営上必要な細則規定の必要があるときには、当協会は適宜定めることができるものとし、改正、制定されたものは、書面により通知します。
3. 本規約に定める事項において猜疑が生じた場合、その他本規約に関して紛争が生じた場合には受講者、当講座ともに協議の上解決するものとします。

第5条(授業の遅刻・欠席)

1. 諸事情によりやむを得ず受講できなくなった場合は、必ず前日までにご連絡ください。
2. 無断で欠席した場合は出席したものとみなします。

第6条(補償)

1. 講義中に他人に怪我を負わせた場合、または怪我を負った場合は双方で解決して頂きます。当協会及び当講座では一切責任を負いません。また機器の損傷に関しては当講座との話し合いにおいて補償して頂きます。
2. 前項の協議によっても疑義、問題が解決しない場合、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第7条 本規約は日本国法に準じて解釈されるものとします。



一般社団法人日本マザーズ起業振興協会
住所 〒164-0011 東京都中野区中央 5-38-13
代表者 斎藤あや子
電話番号 03-5340-0224

上記規約の説明を受け、内容を理解いたしました。

申し込み者

住所

氏名

印

電話番号